



山形県公報

平成23年10月14日（金）
第2285号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 告 示

- 県議会定例会の閉会……………（財 政 課）…1034
- 山形県青少年健全育成条例の規定による録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロム  
その他これらに類するものの内容を審査する団体の指定……………（青少年・男女共同参画課）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の指定……………（健康福祉企画課）… 同
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………（ 同 ）… 同
- 生活保護法による指定介護機関の指定……………（ 同 ）…1035
- 生活保護法による指定施術機関の指定……………（ 同 ）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定……………（庄内総合支庁地域保健福祉課）… 同
- 同……………（ 同 ）…1036
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更……………（ 同 ）… 同
- 障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業所の名称及び所在地の  
変更……………（ 同 ）…1037
- 障害者自立支援法による指定相談支援事業者の指定に係る事業所の所在地の  
変更……………（ 同 ）… 同
- 道路の区域の変更……………（庄内総合支庁建設総務課）… 同
- 県道の供用の開始……………（ 同 ）…1038
- 事業の認定……………（用 地 課）… 同
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会 計 局）…1039

### 公安委員会関係

#### 規 則

- 山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則……………1040

#### 告 示

- 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程…………… 同

### 選挙管理委員会関係

#### 告 示

- 政治団体の設立…………… 同
- 政治団体の届出事項の異動……………1041
- 政治団体の解散……………1042
- 資金管理団体の届出事項の異動…………… 同

### 公 告

- 一般競争入札の公告……………（新庄病院）…1043

### 正 誤

## 告 示

### 山形県告示第848号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により平成23年9月20日招集した山形県議会定例会は、同年10月7日閉会した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県告示第849号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第2項第3号の規定により、録画テープ、ビデオディスク、シー・ディー・ロムその他これらに類するものの内容を審査する団体を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 名 称                               | 所 在 地             | 指定年月日       |
|-----------------------------------|-------------------|-------------|
| 特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構 | 東京都千代田区鍛冶町二丁目3番1号 | 平成23. 9. 26 |
| 一般社団法人コンピュータソフトウェア倫理機構            | 東京都港区浜松町一丁目2番14号  | 同           |
| 一般社団法人映像倫理機構                      | 東京都新宿区新宿一丁目7番10号  | 同           |

### 山形県告示第850号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指 定 医 療 機 関 の 名 称     | 指 定 医 療 機 関 の 所 在 地 | 指定年月日      |
|-----------------------|---------------------|------------|
| 宮 川 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク | 山形市宮町二丁目1番34号       | 平成23. 9. 1 |
| 東 根 ク リ ニ ッ ク         | 東根市中央四丁目1番29号       | 同 10. 1    |

### 山形県告示第851号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定医療機関の名称     | 指定医療機関の所在地    | 廃止年月日       |
|---------------|---------------|-------------|
| 宮川整形外科クリニック   | 山形市宮町二丁目1番34号 | 平成23. 8. 31 |
| 山形泌尿器科東根クリニック | 東根市中央四丁目1番29号 | 同 9. 30     |

**山形県告示第852号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定介護機関の名称                         | 施設又は実施する事業の種類       | 指定介護機関の所在地                    | 指定年月日       |
|-----------------------------------|---------------------|-------------------------------|-------------|
| 医療法人社団斗南会<br>ラ・フォーレ天童老人訪問看護ステーション | 介護予防訪問看護            | 天童市大字道満193番地の1                | 平成22. 12. 1 |
| 通所介護事業所 ソーレ東根                     | 通 所 介 護             | 東根市温泉町二丁目5番3-5号               | 平成23. 4. 1  |
| 短期入所生活介護事業所<br>ソーレ東根              | 短期入所生活介護            | 東根市温泉町二丁目5番3-5号               | 同           |
| ライフサポートセンター めだか                   | 居 宅 介 護 支 援         | 山形市双葉町一丁目4番5号 シャト<br>レータナカ103 | 同 9. 7      |
| 宅老所ど〜む                            | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市大字鮎洗476番4号                 | 同 9. 16     |
| 宅老所ど〜む 中野                         | 通 所 介 護<br>介護予防通所介護 | 山形市大字中野327番地                  | 同           |

**山形県告示第853号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定施術機関の氏名 | 開 設 者 | 指 定 施 術 機 関 の 住 所 | 指 定 年 月 日  |
|-----------|-------|-------------------|------------|
| 寿 楽 米 沢 店 | 森 賢 治 | 米沢市大町四丁目5番21号     | 平成23. 9. 6 |

**山形県告示第854号**

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地    | 事業所の名称及び所在地                     | 障害福祉サービスの種類 | 定 員 | 指定年月日       |
|---------------------------------|---------------------------------|-------------|-----|-------------|
| 社会福祉法人 鶴岡市社会福祉協議会<br>鶴岡市泉町5番30号 | もみじが丘<br>鶴岡市湯温海字湯之尻555番地        | 生 活 介 護     | 8名  | 平成23. 9. 26 |
| 社会福祉法人 親和会<br>鶴岡市新海町8番33号       | 就労継続支援事業所 あずま<br>酒田市東町一丁目15番15号 | 就労継続支援（B型）  | 20名 | 同 9. 30     |

## 山形県告示第855号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地   | 事業所の名称及び所在地                  | 障害福祉サービスの種類 | 指定年月日       |
|--------------------------------|------------------------------|-------------|-------------|
| 日成産業株式会社<br>鶴岡市苗津町5番31号        | ニッセイ・ケアサービス<br>鶴岡市苗津町5番31号   | 同 行 援 護     | 平成23. 9. 28 |
| すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号   | すずらん・ケア有限会社<br>鶴岡市日出一丁目3番31号 | 同 行 援 護     | 同           |
| アースサポート株式会社<br>東京都渋谷区本町一丁目8番7号 | アースサポート酒田<br>酒田市末広町5番2号      | 同 行 援 護     | 同           |
| 社会福祉法人明松会<br>酒田市相沢字北森155番地     | 和光園共同生活事業所<br>酒田市相沢字北森155番地  | 共 同 生 活 援 助 | 同 9. 29     |

## 山形県告示第856号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地      | 事業所の名称及び所在地   |                      | 障 害 福 祉<br>サービスの<br>種類 | 変 更 年 月 日   |
|-----------------------------------|---------------|----------------------|------------------------|-------------|
|                                   | 変 更 前         | 変 更 後                |                        |             |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8    | 精神障害者居宅介護事業所翔 |                      | 居 宅 介 護<br>重度訪問介<br>護  | 平成23. 9. 1  |
|                                   | 鶴岡市西新斎町2番2号   | 鶴岡市美咲町26番1号          |                        |             |
| 太平ビルサービス株式会社<br>東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 | タイヘイケアサービス    |                      | 居 宅 介 護<br>重度訪問介<br>護  | 平成23. 10. 1 |
|                                   | 鶴岡市淀川町3-17-1  | 鶴岡市末広町5番 マリ<br>カ西館5F |                        |             |

## 山形県告示第857号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地             |                             | 障害福祉サービスの種類      | 変更年月日       |
|------------------------------|-------------------------|-----------------------------|------------------|-------------|
|                              | 変 更 前                   | 変 更 後                       |                  |             |
| 社会福祉法人明松会<br>酒田市相沢字北森155番地   | ケアホームなごみ<br>酒田市内町31番地21 | 和光園共同生活事業所<br>酒田市相沢字北森155番地 | 共同生活援助<br>共同生活介護 | 平成23. 10. 1 |

## 山形県告示第858号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定相談支援事業者から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

| 指定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地       | 事業所の名称及び所在地                     |       | 変更年月日      |
|--------------------------------|---------------------------------|-------|------------|
|                                | 変 更 前                           | 変 更 後 |            |
| 特定非営利活動法人やすらぎの会<br>鶴岡市西新斎町21番8 | 精神障害者地域生活支援センター翔<br>鶴岡市西新斎町2番2号 |       | 平成23. 9. 1 |
|                                | 鶴岡市美咲町26番1号                     |       |            |

## 山形県告示第859号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 吹浦酒田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                                | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長        |
|------------------------------------|------|----------------------|------------|
| 飽海郡遊佐町北目字菅野谷字28番5から<br>同 字蟻塚80番2まで | 旧    | 8.4メートル<br>）<br>8.0  | メートル<br>83 |
| 同 上                                | 新    | 10.4メートル<br>）<br>8.0 | 同 上        |

**山形県告示第860号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成23年10月14日から同月27日まで縦覧に供する。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 吹浦酒田線
- 2 供用開始の区間 飽海郡遊佐町北目字菅野谷字28番5から  
同 字蟻塚80番2まで
- 3 供用開始の期日 平成23年10月14日

**山形県告示第861号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 起業者の名称  
山辺町
- 2 事業の種類  
山辺中学校改築事業
- 3 起業地

- (1) 収用の部分 東村山郡山辺町清水地内
- (2) 使用の部分 なし

- 4 事業の認定をした理由

- (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

山辺中学校改築事業（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第21号に掲げる「学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はこれに準ずるその他の教育若しくは学術研究のための施設」に関する事業に該当する。

以上のことから、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

- (2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である山辺町は、既に必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有することから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

- (3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

イ 山辺中学校の現校舎は築後50年近く経過し老朽化が進んでいる。平成15年度に公立学校建物の耐力度調査の実施方法について（平成14年3月27日付け13文科初第1111号文部科学省初等中等教育局長通知）の規定に基づく建物の耐力度調査を実施した結果、公立学校施設費国庫負担金等に関する関係法令等の運用細目（平成18年7月13日付け18文科施第188号文部科学大臣裁定）の規定に基づく「構造上危険な状態にある建物」に該当した。この「構造上危険な状態にある建物」については、安全・安心な学校づくり交付金交付要綱（平成18年7月13日付け18文科施第186号文部科学大臣裁定）の規定に基づく改築要件を満たしている。

加えて、現校舎は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく「土砂災害特別警戒区域」及び「土砂災害警戒区域」内に存していることから、生徒の安全確保が喫緊の課題となっている。

また、少子化の急激な進展により町内の生徒数の減少が顕著となっている。特に山辺中学校と統合予定の中中学校の全校生徒は10人未満という状況であり、適切な生徒数の中での関わりを通じた教育が期待できる環境とは言い難く、単独校としての存続は困難という問題がある。

本件事業は、「校舎の耐震性の確保、土砂災害の恐れのある危険区域からの回避により、生徒の生命・身体の安全確保を図ること」及び「生徒数の減少により、適切な生徒数の中での関わりを通じた教育が期待できる環境にない中学校の解消」の2点を主な目的とし、生徒や学校関係者の安全の確保と小規模校が持つ課題の解消を図るため、統合中学校として移転改築するものである。

以上のように、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

- ロ 一方、本件事業の施行により失われる利益について考察するに、本件事業を施行する区域には希少動植物や文化財等は確認されていないこと、また、工事期間中の騒音、振動に起因する周辺環境への影響が考えら



れるものの、本件事業の起業地は民家等から離れた位置にあることや工事機械作動時の防音にも十分に配慮する等の措置を講じることから、周辺環境への影響は極めて小さいものと考えられる。

よって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ 本件事業の起業地については、

(イ) 計画している敷地面積（36,599㎡）が確保できる。

(ロ) 通学路における生徒の安全確保の観点から、周辺はできるだけ広い範囲で一定幅以上の道路に接している。

(ハ) 社会教育施設や社会体育施設等、共同利用を図ることのできる施設に近接している。

(ニ) 地域の防災避難所として適当であること。

等の基準により、3候補地を選定し比較検討を行った結果、申請地は、敷地西側が総合運動公園となっており、各種スポーツ施設の一体利用が可能であること、また、敷地周辺は一定幅の道路に面している上、近隣は田であることから、見通しがよく生徒の安全確保を図ることが可能であること、加えて、敷地西側及び南側の町道が緊急輸送路として指定されており、防災避難所に適した地理的条件にあること等から、最適と認められる。

ニ イで述べた得られる公共の利益とロで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益が失われる利益に優越すると認められるとともに、ハで述べたように、本件事業の起業地は他の土地と比較して最も適切であると認められる。

以上により、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

イ 山辺中学校の現校舎は築後50年近く経過し著しく老朽化が進んでいる状態にあり、かつ、現校舎敷地は、土砂災害防止法による土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域に含まれる事から、生徒の安心安全の確保が急務となっている状況にある。また、少子化の急激な進展に伴う生徒数の減少により、適切な生徒数の中での関わりを通じた教育が期待できる環境とは言い難いという問題が生じている。

以上のことから、土砂災害からの回避と校舎の耐震化という防災面の課題への対応、及び生徒数の減少による学校の小規模化への対応から、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ また、本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画を実現するため必要な範囲であると認められる。さらに、起業地の範囲は一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段には馴染まないため、収用の手段を講じることとも合理的であると認められる。

ハ 以上のことから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 起業地を表示する図面の縦覧場所

山辺町教育委員会教育課

## 山形県告示第862号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月14日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第5中 「東京都新宿区西新宿七丁目21番1号」 を 「東京都新宿区西新宿七丁目21番3号」 に改める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公安委員会関係

### 規 則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年10月14日

山形県公安委員会  
委員長 小林 由紀子

#### 山形県公安委員会規則第6号

##### 山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県警察職員の賞じゆつに関する条例施行規則（昭和42年8月県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

第5条第3項を削る。

##### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 告 示

#### 山形県公安委員会告示第7号

山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年10月14日

山形県公安委員会  
委員長 小林 由紀子

##### 山形県指定自動車教習所規程の一部を改正する規程

山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

##### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 選挙管理委員会関係

### 告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第51号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成23年10月14日

山形県選挙管理委員会  
委員長 熊谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称  | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地        | 届出年月日          |
|----------|--------|----------|-------------------|----------------|
| 武田正二後援会  | 坂本茂夫   | 結城正輔     | 天童市北久野本2丁目1-28番地  | 平成<br>23. 8. 5 |
| 水戸一徳後援会  | 工藤正和   | 水戸光隆     | 最上郡鮭川村大字曲川365番地の5 | 同<br>8. 18     |
| 村山としお後援会 | 村山俊雄   | 村山俊雄     | 天童市大字山口666番地      | 同<br>8. 22     |



|           |      |       |                  |           |
|-----------|------|-------|------------------|-----------|
| 遠田伯保を励ます会 | 佐藤 豊 | 高橋 軍司 | 最上郡鮭川村大字京塚3247-6 | 同<br>9. 5 |
| 太 和 会     | 土田 太 | 原田 稔  | 最上郡鮭川村大字佐渡952    | 同<br>9. 8 |

## 山形県選挙管理委員会告示第52号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年10月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

## 1 政党の支部

| 政治団体の名称      | 異動事項       | 内 容                  |                      | 届出年月日          |
|--------------|------------|----------------------|----------------------|----------------|
|              |            | 新                    | 旧                    |                |
| 自由民主党山辺町支部   | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字根<br>際342番地 | 東村山郡山辺町大字大<br>寺994番地 | 平成<br>23. 9. 1 |
|              | 代表者の氏名     | 鈴木 孝                 | 広谷 長敏                |                |
| 自由民主党山形県港湾支部 | 会計責任者の氏名   | 白幡 博                 | 高力 岩男                | 同<br>9. 5      |
| 自由民主党米沢市支部   | 主たる事務所の所在地 | 米沢市大字木和田116<br>番地    | 米沢市本町3-1-11          | 同<br>9. 16     |
|              | 代表者の氏名     | 佐藤 忠次                | 中川 勝                 |                |
|              | 会計責任者の氏名   | 海老名 悟                | 加藤 喜エ門               |                |

## 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称                           | 異動事項       | 内 容                    |                                      | 届出年月日           |
|-----------------------------------|------------|------------------------|--------------------------------------|-----------------|
|                                   |            | 新                      | 旧                                    |                 |
| 工藤正雄後援会                           | 代表者の氏名     | 渡部 忠蔵                  | 山田 一夫                                | 平成<br>23. 8. 30 |
| さいとう昭彦を励ます会                       | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町近江5<br>番地の17    | 東村山郡山辺町大字大<br>塚1123-2                | 同<br>9. 2       |
| 佐藤光義後援会                           | 代表者の氏名     | 太田 実                   | 石塚 晃                                 | 同               |
| 「わくわく未来・フレッシュ山形」の会                | 政治団体の名称    | 「わくわく未来・フレ<br>ッシュ山形」の会 | さとう孝弘を支援する<br>「わくわく未来・フ<br>レッシュ山形」の会 | 同<br>9. 6       |
| 夢のある米沢をみんな<br>でつくる会（安部三十<br>郎後援会） | 主たる事務所の所在地 | 米沢市門東町3-1-<br>14       | 米沢市大字川井545                           | 同<br>9. 13      |
| 新しい幸せを語る会                         | 代表者の氏名     | 長岡 壽一                  | 設楽 作己                                | 同<br>9. 26      |
| 舟山やすえを支援する<br>会                   | 主たる事務所の所在地 | 山形市南原町3-16-<br>1 佐藤ビル  | 山形市東原町3-10-<br>10 国井ビル202            | 同<br>9. 29      |

|                 |            |                     |                           |   |
|-----------------|------------|---------------------|---------------------------|---|
| もりた信明を支援する<br>会 | 主たる事務所の所在地 | 西置賜郡小国町大字栄<br>町90番地 | 西置賜郡小国町大字あ<br>げぼの二丁目7番12号 | 同 |
|-----------------|------------|---------------------|---------------------------|---|

### 山形県選挙管理委員会告示第53号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成23年10月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

#### 1 政党の支部

| 政 治 団 体 の 名 称   | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日   |
|-----------------|-------------|-------------|
| 自由民主党山形県最上郡第一支部 | 松 澤 洋 一     | 平成23. 6. 27 |
| 国民新党憲友会山形県支部    | 添 川 清 人     | 平成23. 8. 1  |

#### 2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政 治 団 体 の 名 称  | 代 表 者 の 氏 名 | 解 散 年 月 日   |
|----------------|-------------|-------------|
| 水上きみあき後援会（水公会） | 保 科 孝       | 平成23. 7. 20 |
| 安藤茂雄を励ます会      | 阿 部 喜 一 郎   | 平成23. 8. 15 |
| 二宮さとる後援会       | 高 橋 博       | 平成23. 8. 31 |
| 高橋信幸後援会        | 高 橋 弥 志 雄   | 平成23. 9. 1  |

### 山形県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定により、公職の候補者から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成23年10月14日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会  
委 員 長 熊 谷 誠

| 届出をした<br>者の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団<br>体の名称       | 異 動 事 項        | 内 容                   |                           | 届出年月日           |
|---------------|-------|---------------------|----------------|-----------------------|---------------------------|-----------------|
|               |       |                     |                | 新                     | 旧                         |                 |
| 舟山康江          | 参議院議員 | 舟山やすえ<br>を支援する<br>会 | 主たる事務所<br>の所在地 | 山形市南原町3-16<br>-1 佐藤ビル | 山形市東原町3-10<br>-10 国井ビル202 | 平成<br>23. 9. 29 |

## 公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県立新庄病院画像管理システムの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成23年10月14日

山形県立新庄病院長 鈴木 知 信

### 1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院会議室（C棟3階）
- (2) 日 時 平成23年11月22日（火）午前11時

### 2 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品の名称及び数量 山形県立新庄病院画像管理システム 一式
- (2) 調達をする物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入期限 平成24年3月16日（金）
- (4) 納入場所 新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院内
- (5) 入札方法 総価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加者の資格

- (1) から (6) までに掲げる要件をすべて満たす者であること。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 1年以上引き続き業として当該競争入札に付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3) 平成23年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成23年1月21日付け山形県公報第2213号）により公示された資格を有すること。
- (4) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 当該競争入札に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録その他の処分を受けていること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと
  - イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。
  - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

### 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等

新庄市若葉町12番55号 山形県立新庄病院医事経営課情報企画係 電話番号0233(22)5525

### 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

### 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定方法

- (1) 規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、その者に代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定する。
- (3) 落札決定の時までに3の入札参加者の資格を満たさなくなった者は、落札者とししない。

8 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を平成23年11月11日（金）午後2時までに山形県立新庄病院医事経営課情報企画係に提出すること。
- (2) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め並びに個人情報の保護に関する定めを設けるものとする。
- (3) この入札及び契約は、山形県立新庄病院の都合により調達手續の停止等があり得る。
- (4) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Picture Archiving and Communication Systems : 1set
- (2) Time-limit for tender: 11:00 A.M. November 22, 2011
- (3) Contact point for the notice: Management Division, Shinjyo Prefectural Hospital, 12-55 Wakaba-cho, Shinjyo-shi, Yamagata-ken 996-0025 Japan TEL0233-22-5525

正 誤

| 発行年月日       | 県公報<br>番 号 | ページ | 行    | 誤     | 正        |
|-------------|------------|-----|------|-------|----------|
| 平成23. 9. 27 | 第2280号     | 959 | 下から5 | 道路の区間 | 道路の部分の区間 |